

令和7年11月 赤穂警察署

速度取締指針

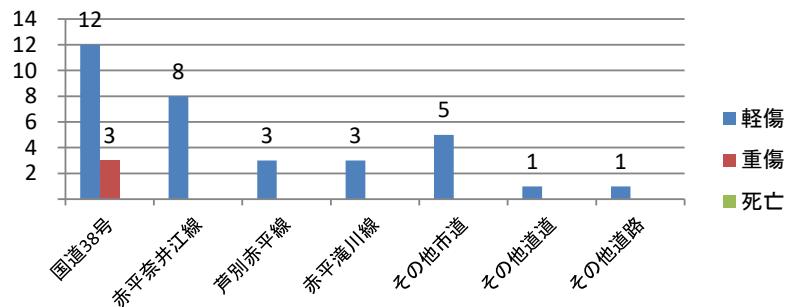
赤穂警察署の速度取締りの重点

路線	時間帯	地域	規制速度
国道38号	6時～20時	郊外、市街地	指定速度(50km/h)
道道赤平奈井江線	10時～18時	郊外、市街地	指定速度(40km/h)

重点以外の路線や時間帯であっても、必要に応じて取締りを実施します。

赤穂警察署管内の交通事故実態等

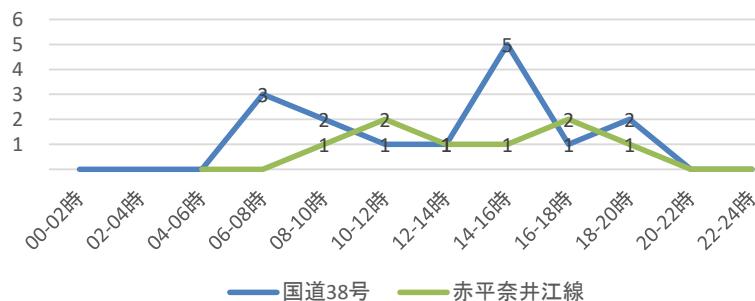
路線別人身事故発生状況(過去10年 11～4月)



11月から4月(過去10年)の間における人身事故36件のうち15件(42%)が国道38号で発生し、死亡事故の発生はないが重傷事故が3件発生している。

赤平奈井江線では、重傷事故及び死亡事故の発生はないが、軽傷事故が8件(22%)発生しており、他の路線に比べて多く発生している。

時間帯別人身事故発生状況(過去10年 11～4月)



国道38号では、人身事故が6～20時の間に15件発生し、特に14～16時の間に5件と突出して発生している。

赤平奈井江線では、人身事故が8～20時の間に8件発生し、特に10～12時の間に2件、16～18時の間に2件と多く発生している。

その他の交通指導取締りの要点

歩行者妨害、一時不停止、信号無視、繁華街等における飲酒運転取締りを強化します。

令和7年5月から令和7年10月までの速度取締りの重点と取組状況

重点路線	国道38号、道道赤平奈井江線
取組状況	速度違反取締り 28回実施
その他の取組状況	市街地における交差点違反取締り 195回実施 飲酒運転取締り 10回実施 シートベルト等取締り 44回実施